

船橋市障害者控除対象者認定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市障害者控除対象者認定要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象者の特例)

第2条 要綱第2条第2項で定める市長が必要と認める場合とは、本市が保有する介護認定審査会資料により要綱第5条第2項に定める方法による認定の審査が可能であり、本市で認定を行うことが適当であると認められる場合とする。

(要介護認定等の認定期間)

第3条 要綱第5条第2項に定める要介護認定等は、要綱第6条に定める認定基準日を含む認定期間があるものとする。

(他市区町村の認定者)

第4条 要綱第5条第2項において、他市区町村で要介護認定等を受けた等の理由により本市に当該要介護認定等にかかる介護認定審査会資料が存在しない場合は、申請者に当該資料の提出を求めるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、要綱第5条第3項の例により日常生活自立度の把握を行うことができる。

(日常生活自立度の把握)

第5条 要綱第5条第2項に定める日常生活自立度の把握は、介護認定審査会資料のうち認定調査票及び主治医意見書の記載に基づき行う。

2 前項における認定調査票及び主治医意見書に記載された日常生活自立度のランクが一致しない場合は、より重いランクに基づいて認定を行うものとする。ただし、一方にランクの記載がない場合は記載のある方のランクに基づいて認定を行う。

(医師による障害者控除対象者認定調査書の記載)

第6条 認定を受けようとする者が遠隔地に居住している等の理由により、要綱第5条第3項に定める職員の訪問ができない場合、申請者は医師の記載する障害者控除対象者認定調査書を市長に提出するものとする。

(障害者控除対象者認定調査書の有効期間)

第7条 要綱第5条第3項に定める障害者控除対象者認定調査書は、要綱第6条に定める認定基準日までに作成され、当該認定基準日において作成から3箇月以内のものとする。ただし、当該調査書に障害の継続期間についての記載がある場合は、この限りでない。

(認定書の有効期間)

第8条 認定書は、所得税の申告に係る年分の当該年に限り有効とする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。